マイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）

資料6

2016（H28）年 | 2017(H29)年 | 2018(H30)年 | 2019(H31)年 | 2020（H32）年

▽10月：個人番号通知
▽1月：番号利用開始
個人番号カード交付開始 ▽3月末：カード1,000万枚
▽1月：国機関の情報連携・マイナポータル運用開始
▽7月：国・地方公共団体等を通じた情報連携開始
▽3月末：カード8,700万枚

マイナンバー制度導入
ワンカード化の促進
新技術にも対応したITイノベーション社会

個人番号カード
ICチップの活用
⇒広がりは期待薄

国家公務員身分証
（1月～）

民間企業の社員証
民間のポイントカード
（4月以降）

ICチップの民間開放
（4月）

興行チケットや携帯電話（SIMカード）の本人確認販売
⇒ダフヤ対策、セキュリティ対策

タバコや酒の自販機で年齢確認に利用に向けて関係者と協議のうえ実現

個人番号カードをデビッドカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用
⇒ワンカード化の促進 ⇒スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究･関係者との協議のうえ実現

カジノ入館規制

オリンピック会場
入館規制
（7･8月）

個人番号カードもスマホも持たずに
予め本人確認のうえ登録した生体
情報で代用も可能に！

個人番号カードの交付に当たっては、厳格な本人確認を行う必要があることから、市町村職員の目視に加え、最新の顔認証システムを補助的に活用する

資格試験や入学試験の受験票として活用
⇒替え玉受験対策

公的個人認証法の見直し

住民票を有しない在留邦人や訪日外国人に在外公館において個人番号カード交付

バーチャルレジデント
サービスの提供

個人番号カード
公的個人認証の活用
⇒イノベーションの鍵

公的個人認証の
民間開放（1月～）

公的資格証明
⇒公的資格管理の適正化

番号制度見直し
（利用範囲の拡大）

海外転出者に個人番号カード（公的個人認証）の継続利用を認める

在外邦人管理制度の創設

選挙制度の見直し
選挙の公正確保のための
技術的課題の克服

在外邦人が国政選挙に
ネットで投票可能に！

旅券制度の見直し

戸籍制度見直し

個人番号カードと
運転免許証との一体化

個人番号カードと
医師免許との一体化

個人番号カードと教員免許との一体化
⇒教員資格の確認･更新忘れ対策が容易に

学歴証明
（卒業証明書）

証券振替業務など法律に基づき民間事業者が行う公共性の高い業務のうち利用するメリットの大きい事務へのマイナンバーの利用範囲拡大

医療機関、介護施設等の間での医療･介護･健康情報の管理･連携
⇒無駄のない、高品質な医療の実現、ビッグデータの活用で医学に貢献

死亡ワンストップサービスの実現
⇒予め本人が登録した事業者等と死亡情報を共有し、相続手続等を円滑化

マイナポータル

個人番号カードを活用してCATVやデジタルテレビから
マイナポータルをはじめ、官民の様々なサービスを受けられるように！

オンラインショッピング、オンラインバンキング、ネット証券の認証に活用

認証連携／トラストフレームワーク
⇒確定申告に必要な書類の
電子交付･電子保存推進
⇒e-Tax、ねんきんネットとの間の
シングルサインオン

住民票、印鑑登録証明書、
戸籍謄本のコンビニ交付

医療費控除の簡素化

国税･地方税
電子申告･納税

年金保険料の
ワンクリック免除

マイナポータルを構築

税制改正

公金決済ポータル運用開始
⇒国税のクレジットカード納付開始（2月）

地方税、年金保険料の納付
ふるさと納税

情報提供等記録開示システム

情報提供ネットワークシステムを通じた
情報提供記録（ログ）の確認、自己情
報開示、プッシュ型お知らせサービス

社会保障・税の手続の簡素化・利便性向上

健康保険証オンライン資格確認（4月目途）
⇒個人番号カードを健康保険証として利用

個人番号カードをお薬手帳として利用

全国民が個人番号カードを保有できる
⇒すべての国民が安心安全にネット環境を利用できる権利を有する世界最先端IT国家へ！

安全安心な官民のオンラインサービスの拡充と利便性向上

安心安全にビッグデータ･パーソナルデータを利活用し、国民利益に還元する社会

国民が情報を管理される社会から、国民が自己情報を管理･コントロールする社会へ